

2019年9月18日

スイス好配当株式ファンド(為替ヘッジあり) / (為替ヘッジなし) 【愛称:アルプスの恵み】 <特化型>

追加型投信/海外/株式

第3期分配金のお知らせ

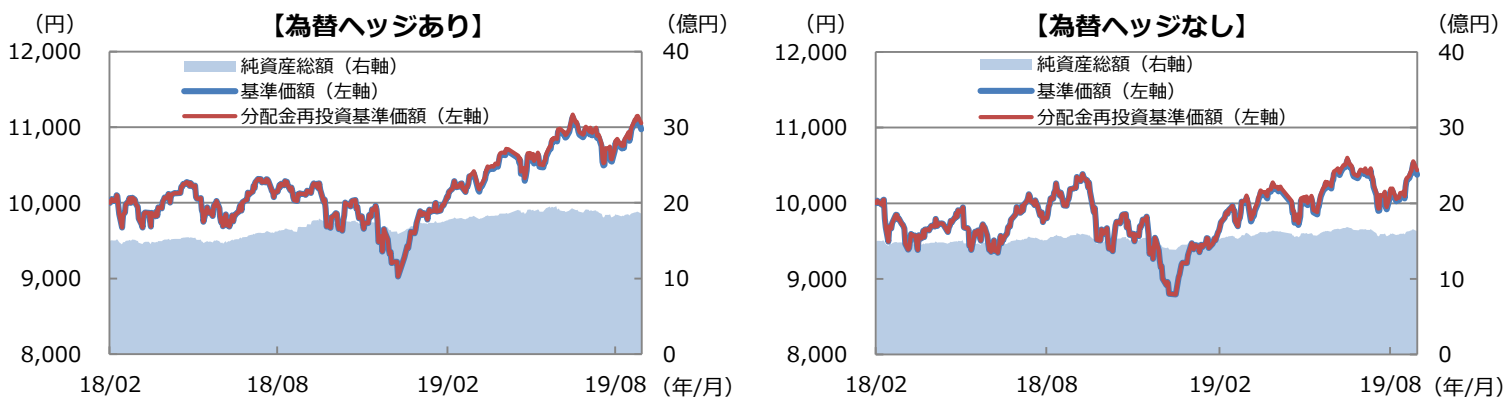
平素は、「スイス好配当株式ファンド(為替ヘッジあり) / (為替ヘッジなし)」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当ファンドでは2019年9月17日に第3期決算を迎え、収益分配方針に基づき分配金を下記のとおりと致しましたこと
をご報告申し上げます。

第3期分配金(1万口当たり、税引前)
(為替ヘッジあり) **50円**、(為替ヘッジなし) **30円**

<設定来の基準価額・純資産総額の推移>

(2019年9月17日時点)

期間：2018年2月20日(設定日)～2019年9月17日(日次データ)



※分配金再投資基準価額は信託報酬等控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

【為替ヘッジあり】

<ファンドの概況>

【為替ヘッジなし】

2018年2月20日	設定日	2018年2月20日
3月、9月の17日(休業日の場合は翌営業日)	決算日(年2回)	3月、9月の17日(休業日の場合は翌営業日)
10,973円	基準価額	10,377円
18.5億円	純資産総額	16.3億円

<分配金の実績(1万口当たり、税引前)>

0円	第1期	0円
30円	第2期	30円
50円	第3期	30円
80円	設定来累計	60円

※分配金は増減したり、支払われないことがあります。

<騰落率>

3.15%	1カ月前比	3.44%
1.89%	3カ月前比	1.96%
6.47%	6カ月前比	4.01%
9.25%	1年前比	2.39%
10.55%	設定来	4.38%

※基準価額の騰落率は分配金再投資基準価額で算出しています。※設定来の基準価額の騰落率は、10,000円を基準として算出しています。

<当資料に関してご留意いただきたい事項>

詳しくは、「契約締結前交付書面」または「投資信託説明書(交付目論見書)」(一体で交付される書面がある場合はそれを含みます)で内容をご確認ください。

●当資料は、明治アセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。お申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。●当資料の運用実績などは、過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆さまの実質的な投資成果を示すものではありません。記載内容は、資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。●当ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて、外国の株式等、値動きのある証券に投資します(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●投資信託への投資にあたっては、購入時手数料のほか、信託財産を通じて間接的に運用管理費用(信託報酬)、監査報酬および管理費用等のコストをご負担いただきます。●投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。



ファンドの特色

- ◆ スイスの好配当株式に分散投資し信託財産の成長を目指します。
- ◆ スイス株式の実質的な運用に当たっては、ロンバー・オディエ・アセット・マネジメント（スイス）エス・イーより投資に関する助言を受けて運用を行います。
- ◆ 「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2つのファンドがあります。

分配方針

- ◆ 年2回（毎年3月、9月の17日。休業日の場合は翌営業日。）に決算を行い、以下の方針に基づいて分配を行います。
 - ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
 - ・ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク（詳しくは最新の投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください）

基準価額の変動要因

スイス好配当株式ファンド（為替ヘッジあり）、スイス好配当株式ファンド（為替ヘッジなし）は、直接あるいはマザーファンドを通じて、海外の株式等、値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。

したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。

また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

主な変動要因

株価変動リスク	株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。 ●「為替ヘッジあり」は、為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、影響をすべて排除できるわけではありません。為替ヘッジに伴うコストが発生し、基準価額が変動する要因となります。 ●「為替ヘッジなし」は、為替ヘッジを行わないので、基準価額は為替レートの変動の影響を直接受けます。
特化型運用にかかるリスク	当ファンドの投資対象には、寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。
信用リスク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ないため、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のペーパーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部戻しに相当する場合があります。分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

手続・手数料等 (詳しくは最新の投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください)

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ) ※基準価額は、販売会社または委託会社へお問合わせください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から 0.3% の信託財産留保額を控除した額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日の申込みとします。
購入・換金不可日	スイス証券取引所の休業日には、購入・換金の申込(スイッチングを含む)の受付を行いません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります
信託期間	2018年2月20日から2028年2月18日
スイッチング(乗換え)	「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2つのファンド間でスイッチング(乗換え)を行うことができます。 ※販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。また、どちらか一方のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社へお問合わせください。
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	毎年3月17日および9月17日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※当ファンドには、「分配金受取りコース」および「分配金再投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社へお問合わせください。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 3.24% (税抜3.0%) *を上限として販売会社の定める料率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問合わせください。 ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。 *消費税率が10%となった場合は3.3% (税抜3.0%) となります。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	<p>ファンドの純資産総額に対し、年1.674% (税抜1.55%) *の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。 *消費税率が10%となった場合は年1.705% (税抜1.55%) となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">＜内訳＞</th> <th colspan="2">【消費税率が10%となった場合】</th> </tr> <tr> <th>配分</th> <th>料率(年率)</th> <th>料率(年率)</th> <th>料率(年率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.8316% (税抜0.77%)</td> <td>0.847%</td> <td>(税抜0.77%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.81% (税抜0.75%)</td> <td>0.825%</td> <td>(税抜0.75%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.0324% (税抜0.03%)</td> <td>0.033%</td> <td>(税抜0.03%)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1.674% (税抜1.55%)</td> <td>1.705%</td> <td>(税抜1.55%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>＜内容＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払い先</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ロバー・オプティ・アセット・マネジメント(スイス) エス・エーに対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける運用管理費用(信託報酬)の中から支払われます。</p>	＜内訳＞		【消費税率が10%となった場合】		配分	料率(年率)	料率(年率)	料率(年率)	委託会社	0.8316% (税抜0.77%)	0.847%	(税抜0.77%)	販売会社	0.81% (税抜0.75%)	0.825%	(税抜0.75%)	受託会社	0.0324% (税抜0.03%)	0.033%	(税抜0.03%)	合計	1.674% (税抜1.55%)	1.705%	(税抜1.55%)	支払い先	役務の内容	委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価	販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価	合計	運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率
＜内訳＞		【消費税率が10%となった場合】																																	
配分	料率(年率)	料率(年率)	料率(年率)																																
委託会社	0.8316% (税抜0.77%)	0.847%	(税抜0.77%)																																
販売会社	0.81% (税抜0.75%)	0.825%	(税抜0.75%)																																
受託会社	0.0324% (税抜0.03%)	0.033%	(税抜0.03%)																																
合計	1.674% (税抜1.55%)	1.705%	(税抜1.55%)																																
支払い先	役務の内容																																		
委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価																																		
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価																																		
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価																																		
合計	運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率																																		
その他の費用・手数料	<p>信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として監査法人に年0.0054% (税抜0.005%) *を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。 ※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。 *消費税率が10%となった場合は年0.0055% (税抜0.005%) となります。</p>																																		

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※1ページの「当資料に関してご留意いただきたい事項」を必ずご覧ください。

ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・下記の税率は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税します。普通分配金に対して……………20.315%
換金（解約）時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税します。換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して……………20.315%

- ・上記は2019年4月末現在のものです。
 - ・少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、「ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合、詳しくは、販売会社へお問合わせください。
 - ・法人の場合については上記と異なります。
- ※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

【委託会社その他の関係法人の概要】

- 委託会社 明治安田アセットマネジメント株式会社
（委託者）金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第405号
加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
[電話番号] 0120-565787（営業日の午前9時～午後5時）
[ホームページアドレス] <http://www.myam.co.jp/>
・ファンドの運用の指図等を行います。
- 受託会社（受託者） みずほ信託銀行株式会社
・ファンドの財産の保管および管理等を行います。
- 販売会社 以下の【販売会社一覧】をご覧ください。

【販売会社一覧】

- お申込み・投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下販売会社へお申し出ください。

販売会社名	登録番号	加入協会					備考
		日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	第二種金融商品 取引業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	日本商品先物 取引協会	
証券会社							
岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第52号	○	○		○		
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号	○		○	○		
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第164号	○			○		
丸八証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第20号	○					
三田証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第175号	○					
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○		○	○		